

障害のある人の雇用促進事業

静岡県労働雇用政策課

障害のある人の雇用促進事業（令和5年度予定）

雇用の流れ	事業内容
<div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">理解促進 機運醸成</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">雇用の検討</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">職務選定等</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">就業体験受入</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">雇用開始</div>	<p>障害者雇用企業支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進コーディネーター配置（14名） 【14名（+下記、職域拡大コーディネーター3名）】 <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による求人開拓 ・障害のある人の能力に適した職務選定等について助言 ・求人情報のマッチング支援 ○障害者雇用促進セミナー・企業見学会（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労応援団の活用 ○障害者雇用ガイドブック（5,000部） <ul style="list-style-type: none"> ・制度や支援機関、雇用事例等を掲載した冊子を配布 <p>障害者職域拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職域拡大コーディネーター配置（3名（東・中・西：各1名）） <ul style="list-style-type: none"> ・PCや就労支援機器等のデジタル技術を活用した職務選定 ・テレワーク等多様な働き方の提案、助言 ・求職者の掘り起こしとマッチング支援 ○外部アドバイザー派遣【R5：50回（4.5h以内×50回）】 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士や社会保険労務士、障害者のテレワーク就労に知見のある方、先進企業等を企業へ派遣 ○就労支援機器体験会（2回） <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機器の使い方の解説、操作体験 ・障害者分身ロボットの紹介、企業事例紹介検討中 ○オンライン面接会（6回） <ul style="list-style-type: none"> ・HWで実施する面接会場でオンラインでの面接機会を提供 <p>障害者職場定着支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジョブコーチ派遣（支援対象300人） <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり最大12回まで派遣 ○企業内ジョブコーチへのアドバイス支援（280回） <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチスーパーバイザーによる個別支援 ○企業内ジョブコーチスキルアップ研修※2（3回） (※2 障害者雇用企業支援事業で実施) <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：座学1日×3回（定員50人程度／1回） ○精神障害者職場環境アドバイザー配置（96社） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の障害に対する理解促進、職場環境整備の支援 ・1社あたり3回（研修会、相談会、事前調整） ○県ジョブコーチ養成研修（2回） <ul style="list-style-type: none"> ・座学研修5日間×2回 ・対象：各回60名、ジョブコーチ希望者、企業の担当者等 ○県ジョブコーチスキルアップ研修（10回） <ul style="list-style-type: none"> ・県ジョブコーチのスキルアップのための研修を実施（対象：県事業で派遣されている各地で拠点登録された県ジョブコーチ、テーマを毎回設定）
相談窓口	<p>就労相談員配置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名配置（場所：障害者働く幸せ創出センター） ・障害のある人、家族、企業等からの相談

※障害者職域拡大事業の受託者が（一社）コネクトラボに変更（職域拡大コーディネーターは、西部、中部については変更なし。）

※障害者職場定着支援事業 ジョブコーチの拠点（就労支援ネットワーク）のうち名称変更有 三島拠点→駿豆拠点に変更、藤枝拠点→志太榛原拠点に変更

事業主のための障害者雇用ガイドブック 各コーディネーター説明部分抜粋

静岡県は障害のある人の一層の就労を促進するため、障害のある人の就労支援や障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業をサポートしています。

静岡県障害者雇用推進コーディネーター・障害者職域拡大コーディネーター

県内の事業所を訪問し、地域の就労支援機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等）と連携しながら障害のある人の求人開拓からマッチング、職場定着まで、障害者雇用に関する相談に幅広く対応します。また、障害のある人の職域を拡大し活躍の場を増やすため、比較的単純な作業に加え、パソコンや就労支援機器のデジタル技術等を活用した職務による就労を提案させていただきます。

障害者雇用経験のない事業主、障害者雇用にも本格的に取り組もうとしている事業主の皆様はぜひ御相談ください。

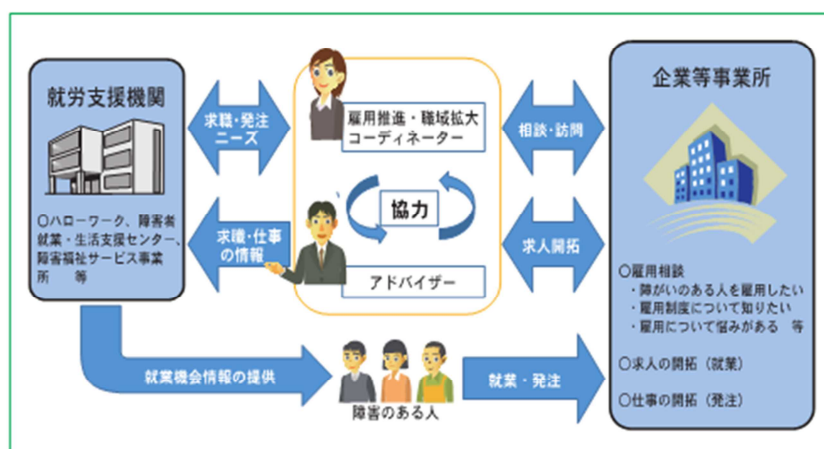
障害者雇用推進コーディネーターの支援内容

<p>障害者雇用の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に関する法律や助成金情報を提供 ・障害特性と職場での配慮方法をアドバイス ・他の企業の雇用事例の紹介 	<p>職務の選定・受入体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の特性に合わせた職務の選定（切り出し） ・事業所内の受入体制作りへのアドバイス 	<p>採用・職場定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の就労支援機関と連携したマッチング支援 ・ジョブコーチと連携した職場定着支援
---	--	--

障害者職域拡大コーディネーターの支援内容

<p>職域を拡大した職務選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや就労支援機器（読書拡大器やデジタル補聴支援システム等）等を活用した業務の選定 	<p>多様な働き方の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のテレワークやサテライト勤務等多様な働き方の提案 	<p>アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士や社会保険労務士等のアドバイザー ・精神障害のある人の就労や就業規則の整備等における課題に対する専門的な助言
--	---	---

※アドバイザーの派遣は、障害者雇用推進コーディネーターの支援においても活用



《問い合わせ先》

静岡県労働雇用政策課
 電話：054-221-2811
 メール：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

1 事業の概要

事業内容	内 容
(1) 精神障害者職場環境アドバイザー派遣事業（平成30年度～）	<p>企業の従業員の精神障害に対する理解促進、共に働く環境を整備するため、職場環境アドバイザー（※支援経験豊富なジョブコーチ15人）が職場に出向き、従業員を対象とした研修会・相談会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象 96社 ・研修会の実施（精神障害のある人の就労前） トラブル解決事例、失敗事例等を紹介することで、精神障害のある人と共に働くことに対する従業員の心配や不安、疑問等を解消する。 ・相談会の実施（精神障害のある人の就労後） 共に働いてから生じた従業員の悩みや不満、疑問等を解消する。
(2) ジョブコーチ派遣事業	<p>障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し、定着して働いていくことができるようにするため、作業工程の工夫等きめ細かな配慮やサポートを行うジョブコーチを民間事業所等へ派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチの人数 54人（令和5年4月1日現在） ・支援対象 300人（1人あたり12回） ・障害のある人への支援 仕事に適応する（作業能率を上げる、作業ミスを減らす）ための支援 人間関係、職場のコミュニケーションや基本的労働習慣、通勤支援 ・事業主への支援 障害を適切に理解し配慮するための支援 仕事の内容や指導方法を改善するための助言、提案等 ・家族への支援 安定した職業生活を送るための関わり方に関する助言
(3) ジョブコーチスーパーバイザーによる企業内ジョブコーチへのアドバイス支援（令和2年度～）	<p>ジョブコーチスーパーバイザー（※支援経験豊富な県ジョブコーチ18人）を、企業内ジョブコーチの要請に応じて派遣し、支援困難なケースへの助言や提案を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援回数 280回 ・生活改善を伴う事例への対応 ・障害特性の多様な精神・発達障害者、重複障害者への対応 ・特例子会社やワークステーション立上げ等大規模プロジェクトへの対応 ・休業等から復職する事例への対応（就労時間や職務等への助言、提案）
(4) ジョブコーチ養成研修	<p>県ジョブコーチとしての活動を希望する者や企業等で障害のある人の労務管理・現場管理を行う担当者、障害者就労支援施設等の担当者を対象にジョブコーチ養成研修を行う。・開催回数 5日間×2回（令和2年度から1回増）</p>
(5) ジョブコーチスキルアップ研修	<p>県ジョブコーチとして活動している拠点登録された県ジョブコーチのスキルアップの研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年10回実施（毎回、研修テーマを設定。）
(6) 企業内ジョブコーチスキルアップ研修（令和2年度～）	<p>企業等で障害のある人の労務管理・現場管理を行う担当者を対象に、スキルアップ研修を開催し、企業内ジョブコーチの先進的な取組や多様化する障害特性等を学ぶ機会を提供することで、企業内ジョブコーチの資質維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 3回（オンライン）

※ 委託先 (1)～(5) 特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター

事業主のための障害者雇用ガイドブック ジョブコーチ説明ページ抜粋

18 ジョブコーチによる支援

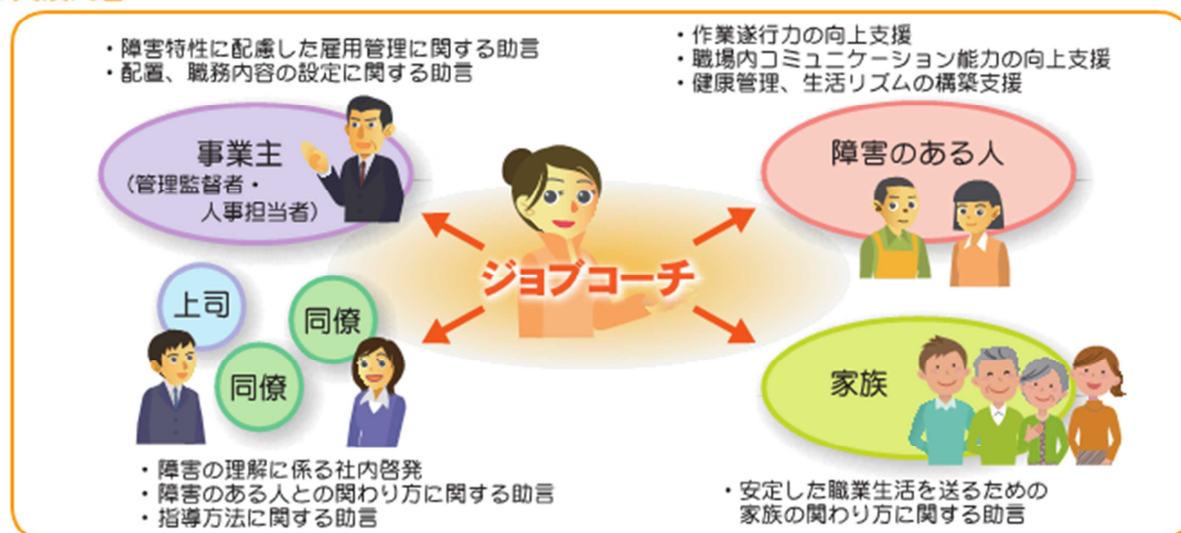
障害のある人が円滑に職場に適應することができるよう、「ジョブコーチ」制度を利用しましょう。

障害のある人の職場適應と職場定着をサポートする「ジョブコーチ」の派遣を依頼しましょう。ジョブコーチは、障害のある人に対し作業手順を教えたり、職場でのコミュニケーションをとるためのアドバイスをするとともに、事業主に対しては、個々の障害特性について説明を行い、仕事内容、指示の出し方、指導方法についてのアドバイスや提案を行います。

○支援のタイミング

- ① 雇用前（採用を前提とした実習時等）
- ② 雇用と同時（定着支援）
- ③ 雇用後の支援（採用後職場環境の変化等により職場適應上の課題が生じた等）

○支援内容



ジョブコーチ支援制度には、国が行う制度と静岡県が行う制度があります。静岡県では、この2つのジョブコーチ支援制度間で連携を取りながら、ジョブコーチによる支援を行っています。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の静岡障害者職業センターがとりまとめるジョブコーチが「職場適應援助者（国ジョブ）」、静岡県がNPO法人に委託して実施するジョブコーチが「静岡県ジョブコーチ（県ジョブ）」となります。詳細は以下のとおりです。

なお、ジョブコーチ派遣制度に頼らず、事業主自らが「企業内ジョブコーチ」を配置することも良い取組の一つです。静岡県が開催するジョブコーチ養成研修には、企業等において障害のある人の労務管理や現場管理等を行う担当者も参加できますので、ぜひ御活用ください。（P41参照）

区分	国のジョブコーチ	県のジョブコーチ
支援の特徴	ジョブコーチ支援計画書に基づき、計画的な支援を実施します。	活動人数が多く早期対応が可能です。また、短期間の支援も行います。
支援期間	1か月以上8か月以内(平均3か月程度) ※訪問頻度・時間帯は個別相談の上設定	12回程度(応相談) ※訪問頻度・時間帯は個別相談の上設定
利用条件	雇用保険加入の企業と対象者が受けられるサービスです。	雇用保険加入の有無は問いません。
事業名	職場適應援助者による支援事業	障害者職場定着支援事業
問い合わせ先	静岡障害者職業センター TEL:054-652-3322	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター TEL:053-445-3717

※国ジョブ・県ジョブは、静岡県内の呼称となっています。

※国ジョブには、配置型、訪問型、企業在籍型の3種類があります。

障害者就労相談員配置事業（障害者働く幸せ創出センター）

1 要 旨

「障害者働く幸せ創出センター」の主要な機能である、就労に関する“ワンストップ相談窓口”の強化を図るため、センターに障害者就労相談員を配置し、障害者、事業所及び福祉施設等支援機関からの障害者就労に関する相談処理を行うとともに、適切な関係専門機関等へ繋ぐ。

2 事業の概要

(1) 配置人員

障害者就労相談員 1名

(2) 業務の内容

月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時00分から午後5時30分まで
相談窓口電話番号：054-251-3515

ア 障害者（及びその家族）への支援

- ・就労中の障害者からの相談
- ・求職中の障害者からの相談

イ 事業主への支援

- ・雇用している障害者についての相談
- ・障害者雇用に関する相談（求人に関する相談、制度に関する相談）

※ 委託先 特定非営利活動法人 オールしずおかベストコミュニティ